

# みやぎ仙台商工会加入申込書

平成 年 月 日

みやぎ仙台商工会長 殿

私は、みやぎ仙台商工会の趣旨に賛同し加入の申込を致します。

なお、法定脱退（廃業・事業所の地区外移転・倒産等）の事項に該当しない脱会の場合は、みやぎ仙台商工会定款第12条及び運営規約第3条の規定により、その年度末までの会費を納入いたします。

事業所名（法人名）		資本金（法人のみ記入） 円	
氏名（代表者） 印		生年月日（ M・T・S・H ） 年 月 日	
本店所在地 〒 —		TEL( ) — FAX( ) —	
営業所在地 〒 —		TEL( ) — FAX( ) —	
代表者の住所 〒 —		TEL( ) — FAX( ) —	
業種名 (所属希望部会) 商業・工業・建設業・サービス観光業	申告の種別 青・白		※ 従事者数（法人役員・常雇従事者・家族従事者） 合計 名
	メールアドレス	URL	http://www.
創業（法人設立） 移転 年月日	( M・T・S・H ) (創業) 年 月 日 (移転) 年 月 日	個人から法人へ組織変 更されている事業所は 個人創業年月日	( M・T・S・H ) 年 月 日
会費の請求先等	本店・営業所・代表者住所・その他( )		

※ 従事者数には個人事業者事業主、家族従業員を含む、パート、派遣社員の短時間労働者は（人数×労働時間）÷8時間の割合でご記入下さい

◎ 上記事業所の他に同一代表者の個人・法人事業所が加入される場合、商工会費の減免等の取り扱い（裏面）がありますので、該当される事業所の方は併せて別紙（様式1-1）にご記入下さいませようお願い致します。

## ◎事務局記載欄

理事会承認	会費台帳記載	会員名簿記載	会員宛名記載	事務局長	課長	担当職員	口振有・無
	月 日	月 日	月 日				受取・未
紹介者	支 部 名		氏 名		所 属	支 部	
						部 会	
店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上の小売業(店舗面積 m <sup>2</sup> )					左記以外の会費額記入欄		
月額会費 円 年間 円					月額会費 円年間 円		
加入目的							

# 会費の額及び払込の方法並びに納期

(みやぎ仙台商工会運営規約 別表1)

## 1 会費基準

(1) 店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の小売業を除いた個人並びに法人の会費の月額、均等割・資本金割と従事者数の割合による会費の合計額とする。

従事者数 均等割・資本金割	5人以下 (月額 500 円)	6~10人 (月額 1,000 円)	11~20人 (月額 1,500 円)	21人以上 (月額 2,000 円)
【個人】 (一律 500 円)	円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 2,500
【法人】 資本金 300 万円未満 (月額 500 円)	1,000	1,500	2,000	2,500
資本金 300~1000 万円 (月額 1,000 円)	1,500	2,000	2,500	3,000
資本金 1,001~5,000 万円 (月額 1,500 円)	2,000	2,500	3,000	3,500
資本金 5,001 万円以上 (月額 2,000 円)	2,500	3,000	3,500	4,000

(3) 大規模小売店舗・定款会員・特別会員の会費の額

区 分	会費月額
<b>大規模小売店舗</b>	円
1,000 m <sup>2</sup> ~3,000 m <sup>2</sup>	10,000
3,001 m <sup>2</sup> ~6,000 m <sup>2</sup>	20,000
6,001 m <sup>2</sup> ~10,000 m <sup>2</sup>	30,000
10,001 m <sup>2</sup> 以上	50,000
<b>定款会員</b> 相互会社、中小企業等協同組合、信用金庫、労働金庫、公社、青色申告会、法人会、スタン プ会、商店会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法 人、産学関連・商工会事業等に関する学校法人、地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、 医療・福祉の増進等に資する社団法人、地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・ 福祉の増進等に資する財団法人、地域経済の振興等に資する中間法人、まちづくり、教育・ 文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人、医師、歯科医師、助産師	2,000
青年部・女性部の部長及び副部長	800
<b>特別会員</b>	上記(1)の会費の額に準ずる金額

(5) 会費賦課基準の基準日は、当該年度の4月1日とする。但し、年度途中で加入した会員の場合加入日を基準日とする。

(6) 資本金については、基準日現在の払込資本金とする。

(7) 上記基準以外で賦課しがたい場合は、理事会の議を経て定める。

## 2 会費の払込方法並びに納期

会費は、毎年6月、11月の年2回に分けて、口座振替又は現金により当該月の末日までに納入するものとする。

### 複数事業所の取り扱い

(1) 同一個人、又は同一法人の複数事業所は、均等割・資本金割+会員事業所合計従事者数とする。

(2) 主たる事業の法人会員等に会費を賦課し、それ以外の同一代表者の法人会員・個人会員は減免とし、減免後の会費は、1会員毎に年1,000円とする。

(22.9.9 理事会)